

長沼町農業集落排水施設条例新旧対照表

旧				新			
(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより <u>算定する。</u>				(使用料の算定方法) 第16条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、別表第2に定めるところにより <u>算出した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とする。</u>			
2～4 (略)				2～4 (略)			
別表第2(第16条関係)				別表第2(第16条関係)			
用途	基本料金(1月につき)		超過料金(円) (1立方メートルにつき)	用途	基本料金(1月につき)		超過料金(円) (1立方メートルにつき)
	基本水量	料金(円)			基本水量	料金(円)	
家庭用	8立方メートルまで	1,234	154	家庭用	8立方メートルまで	1,144	143
その他	15立方メートルまで	1,543		その他	15立方メートルまで	1,430	